

『江南市議会議員政治倫理条例（案）』に関するパブリックコメントの結果について

- ・意見の募集期間 令和2年11月2日（月）から12月1日（火）まで
- ・意見を提出された方 2名
- ・意見の件数 6件
- ・意見の概要、市議会の考え方をまとめたもの
（※意見の概要につきましては、取りまとめ及び要約をしています。）

NO	意見の概要	市議会の考え方
第3条 市民の役割		
1	①第3条第1項 「事」を「こと」に変更してはどうかと考えます。	①ご提案のとおり、「事」を「こと」に修正いたします。
2	②第3条第2項「市民は、議員に対して次条に規定する政治倫理基準に違反する働きかけを行ってはならない」と規定していますが、公職選挙法等に反する行為か否かの判断ができない場合がありますので、第3条第3項として「市民は前項の政治倫理基準に違反する行為に該当するか否か判断できないときは、総務部総務課法制・選挙グループの助言を得ることができる。」の文言追加が必要と考えます。	②《原案どおり》 政治倫理基準は、公職選挙法等の法的な観点ではなく倫理的観点での基準であり、総務課法制・選挙グループが、当該議員の行為や市民からの働きかけが明確に政治倫理基準に違反するものであるかどうかを判断することは困難であると考えます。 政治倫理基準に違反しているか否かの判断ができない場合は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる書類その他の物件を添えて審査請求をしていただくことにより、第6条に定める江南市議会議員政治倫

NO	意見の概要	市議会の考え方
3	<p>③第3条（市民の役割）について、江南市議会議員政治倫理条例（案）は市民に対して「宣言」しようとする意図から提案したものと受け止めています。ならば、第3条は全くの的外れなものと考えます。議会の内部意思を全面的に市民に明らかにするものであって、市民の「役割」を求めるのは全く筋違いで、場違いそのものです。</p>	<p>理審査会において、政治倫理基準に違反するかどうかの審査をいたします。</p> <p>なお、自身が議員に対して働きかけをする際に、当該働きかけが政治倫理基準に違反するか否かの判断につきましては、第4条及び公職選挙法等の法律の趣旨に照らし合わせたうえで、ご判断いただきますようお願いいたします。</p> <p>③《原案どおり》</p> <p>現行の議員政治倫理要綱と制定を予定している議員政治倫理条例の大きな違いの一つとして、議員に政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときに、議員からだけでなく市民からも審査の請求を行うことができるようになる点が挙げられます。</p> <p>市民が審査の請求を行うにあたっては、市民の役割を理解していただくことが重要であると判断したうえで第3条を規定いたしましたので、原案どおりとします。</p>
<p>第4条 政治倫理基準</p>		
4	<p>①第4条第4号 「市職員の採用、昇格、異動等の人事に関し、議員の地位による影響力を行使しないこと」を「市職員等の採用、昇格、降格、異動等の人事に関し、議員の地位による影響力を行使しないこと」に変更してはどうかと考えます。</p>	<p>①《原案どおり》</p> <p>市が直接雇用する者はすべて「職員」に含まれており、また、降格は「異動等」に含まれるものと考えます。</p>

NO	意見の概要	市議会の考え方
5	②第4条第6号 「その権限又は地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力、その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと」を「その権限又は地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力、セクシャル・ハラスメント、その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。」に変更してはどうかと考えます。	②《原案どおり》 セクシャル・ハラスメントが人権侵害であることは明らかであり、「圧力、その他人権侵害のおそれのある行為」に含まれるものと考えます。
全体について		
6	江南市議会基本条例の第19条第3項において「政治倫理及び江南市議会議員記章に関し必要な事項は、議長が別に定める」と規定されていることから、江南市議会議員政治倫理条例を制定する根拠が成り立ちません。制定するには、江南市議会基本条例の第19条第3項の「議長が別に定める」を「別に条例で定める」と変更する必要があると考えます。	ご意見を参考にさせていただき、江南市議会基本条例の改正を行います。